

教育厚生委員会会議録

日時 令和6年12月12日（木） 開会時間 午前 10時00分
閉会時間 午後 0時15分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 副委員長 望月 大輔
委 員 望月 勝 渡辺 淳也 藤本 好彦 流石 恭史
久嶋 成美 飯島 修

委員欠席者 委員長 笠井 辰生

説明のため出席した者

感染症対策統轄官 成島 春仁 感染症対策統轄官補 佐野 満
感染症対策監 遠藤 攝
福祉保健部長 井上 弘之 福祉保健部理事（次長事務取扱） 植村 武彦
福祉保健部次長 若月 衛 福祉保健総務課長 宮下 つかさ
健康長寿推進課長 佐原 淳仁 国保援護課長 内藤 浩
障害福祉課長 廣瀬 充 医務課長 清水 康邦 衛生薬務課長 内田 裕之
健康増進課長 知見 圭子
子育て支援局長 斉藤 由美 子育て支援局次長 小澤 理恵
子育て政策課長 篠原 孝男 子ども福祉課長 水口 純一

教育長 降旗 友宏 教育次長 信田 恭央 教育監 荻野 智夫
教育監 秋山 克也 副参事 矢崎 孝
総務課長 望月 勝一 教育企画室長 岩出 修司
福利給与課長 永井 研一 学校施設課長 功刀 美奈子
義務教育課長 小池 孝二 高校教育課長 渡邊 英裕
特別支援教育・児童生徒支援課長 玄間 修
生涯学習課長 古屋 明子 保健体育課長 花輪 孝徳

議題

（付託案件）

- 第105号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件
第109号 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例中改正の件

第110号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第12号）第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

第117号 指定管理者の指定の件

第123号 指定管理者の指定の件

請願第5-12号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」提出を求めることについて

請願第5-13号 ゆきとどいた教育を求めることについて

請願第6-9号 「持続可能な学校の実現を目指す」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択について

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願第5-12号及び請願第5-13号については、継続審査すべきもの、請願第6-9号については採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、感染症対策センター・福祉保健部・子育て支援局関係、教育委員会関係の順に行うこととし、午前10時から午前10時50分まで感染症対策センター・福祉保健部・子育て支援局関係の審査を行い、途中休憩をはさみ、午前11時09分から午後0時15分まで教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 感染症対策センター・福祉保健部・子育て支援局関係

※第109号 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第117号 指定管理者の指定の件

質疑

望月（勝）委員 今回は、あけぼの医療福祉センター成人寮の指定管理者の指定ということですが、この施設ではどのようなことを行っているのか、お伺いします。

廣瀬障害福祉課長 あけぼの医療福祉センター成人寮は、身体障害や知的障害のある方に対して必要な指導及び訓練を行い、自立した日常生活や社会参加に必要な支援を行う障害者支援施設です。

施設では、施設入所支援、生活介護、短期入所、機能訓練の4つの障害福祉サービスを提供しています。

具体的には、施設入所支援と生活介護では、利用者の方に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や手芸、書道などの創作活動や音楽療法、園芸療法等の様々な日中活動を提供し、自立した日常生活を送ることができるよう支援しています。

また、機能訓練は、病気やけがによって障害がある状態になった方に対して、専任の理学療法士や作業療法士などを中心とした身体的リハビリテーションや入浴、食事、更衣などの日常動作の訓練を一定期間行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行っています。

加えまして、障害者の介護を自宅でされている御家族が御自身の疾病や冠婚葬祭、出張などで介護ができない場合に短期間の宿泊をしてもらい、食事、入浴などの支援を行う短期入所サービスを提供しています。

望月（勝）委員 成人寮の入所者の方は、恐らく県内の方が多いのではないかと思います。現在の入所状況と、短期間で入所する場合、その家庭の負担はあるのかお伺いします。

廣瀬障害福祉課長 入所状況ですけれども、本施設には肢体不自由と知的障害の重複する重度の障害の方が多く入所しておりまして、ほとんどの方が県内の方でございます。入所している方の多くが、10年以上の長期間にわたって本施設を生活の拠点としています。

施設の短期入所の利用料についてですけれども、約1割の負担をいただくような形になっております。

望月（勝）委員 指定管理者の選定状況ですが、今までと同様に山梨県障害者援護協会を指定管理者にするとのことですが、公募で何者かあった中から選定したのか、その状況を教えてください。

廣瀬障害福祉課長 今回、この指定管理者につきましては非公募としています。

理由につきましては、先ほども御説明させていただきましたが、本施設には肢体不自由と知的障害の重複する重度の障害のある方が多く入所しております。また、入所している方の多くが10年以上の長期間にわたって本施設を生活の拠点としております。

これらの方々は環境の変化に弱く、支援者が変わることで不安を感じて、不穏になるということがございます。このため、障害の特性に応じた知識及び経験だけでなく、利

用者との信頼関係に基づいた継続的な支援に配慮する必要があることから、公募によらず、社会福祉法人山梨県障害者援護協会を候補者として選定いたしました。

望月（勝）委員 候補者に対して、これまでの評価をどのように考慮したのか、お伺いします。

廣瀬障害福祉課長 今回、指定管理者の更新をするに当たりまして、提案を求めています。その提案の中で、利用者の個性に配慮した理学療法士や作業療法士等の専門職員による医学的機能訓練や、候補者が運営するあさひワークホームとも連携をした職業的リハビリテーションの実施、利用者への手厚い支援のできる人員配置体制の充実といった内容が盛り込まれております。

候補者の評価ですが、候補者は指定管理者制度導入の平成18年度から同施設を適正に運営をしてきた実績がございます。また、利用者満足度調査でも、「非常に満足」と回答した利用者が過去5年間で平均95.6%と非常に高い評価を得ております。

また、昭和58年からあさひワークホームを適切に運営しており、2つの施設の運営の中で培った知識や経験に基づくノウハウや能力といった障害者支援のための技能を十分に具備していると認められていることから、安定的な管理運営が期待できるという点を評価して、今回候補者として選定しました。

望月（勝）委員 非公募で行ったということですが、今までの説明内容が非公募の理由ということでしょうか。

廣瀬障害福祉課長 非公募としている理由は、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、この施設を利用者が安心して利用していただけるということを考えた場合には、追随できるような事業者はないということでございます。

また、利用者に安心して生活できるという環境を提供する上で、現在、平成18年から施設を運営しているこの事業者が最適と考えております。

望月（勝）委員 入所者の方も、その家族の方にも安心していただくということで、ぜひ、後の管理をよろしくお願いします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第110号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第12号）第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(里親支援センター環境整備事業費補助金について)

藤本委員 子の3ページの児童福祉施設設置費補助金の、マル新の里親支援センター環境整備事業費補助金について伺います。

この補助金は、今、御説明ありましたとおり、里親支援を円滑に実施するため、社会福祉法人が行う備品の購入等に対し助成をすると説明がありましたが、まず、この里親支援センターとはどのような機能を持つ施設なのか、お伺いをいたします。

水口子ども福祉課長 里親支援センターは、児童福祉法の改正により、令和6年度から新たに設けられた児童福祉施設になっております。

この施設では、里親制度の普及促進に加え、里親のリクルート、また里親登録前後の研修、里親に措置されている児童の自立支援に至るまでの一貫した支援を行う施設となっております。

藤本委員 里親支援センターが里親制度の中核的な役割を持っているということが分かりましたが、今回のこの補正予算によって、里親支援センターの機能をどのように強化していくのか、お伺いいたします。

水口子ども福祉課長 今回の補正予算においては、備品購入として、プロジェクター、大型スクリーン、車両、パソコンの購入を予定しております。こうした備品を購入することによりまして、里親を希望する方への説明会や里親の研修の充実を図るとともに、里親の訪問支援、里子への自立支援計画の作成の強化を進めていきたいと考えております。

藤本委員 ぜひ、この補正予算によって、期待される機能の強化をすぐにでも進めていただきたいと思いますと思いますが、里親は、家族と離れて生活しなければならない子供たちにとっては、家庭的な環境で養育することができる重要な存在であると私自身も考えていますが、現在、県内における里親の人数、また近年における里親の傾向についてお伺いいたします。

水口子ども福祉課長 令和5年度末で、里親は206家庭、352人となっています。その家庭に、約100名の子供が里親等に養育を委託されております。

また、里親の家庭の数につきましては、直近5年間の傾向ではありますが、民間団体の普及啓発の成果もありまして、増加傾向となっております。

藤本委員 増加傾向にあるということで、あらゆる子供たちが安全で安心な環境で過ごすことができるということが分かりました。

社会的に子供を養護する機関は、里親以外にも児童養護施設があると承知しています。当該施設では、家庭の経済的な事情や親がいない、虐待などの理由で親と共に生活することができない児童を受け入れておりますが、最後に、県では今後どのような方針で家族を離れ生活しなければならない環境に置かれている子供を社会的に養護していくのか、

考えをお伺いします。

水口子ども福祉課長 県では、国の方針に基づきまして、保護者が監護できない子供に対しては、里親やファミリーホームなど、より家庭的な環境で養育ができることを進めております。

一方、児童養護施設では、専門性の高い職員が交代制で手厚く子供の生活を支援できるというメリットもございます。そのため、家庭的な環境での養育を進める一方で、子供の特性やニーズを確認しながら、子供の健やかな成長を最優先に里親や児童養護施設などを選択して、養護してまいりたいと思っております。

藤本委員 私たちは子供を心身共に健やかに育成する責任を負っていると強く思っておりますので、県には、特に社会的に養護が必要な子供に対して、引き続き安全で安心して生活できる環境をつくっていただきたいと切に願っておりますし、今後も御尽力いただきたいと願いを込めまして終わります。

(旧愛宕山少年自然の家解体工事費について)

飯島(修)委員 子の2ページの、愛宕山こどもの国運営費について伺います。

アスベスト除去工事ということではありますが、アスベストの除去工事をできる業者は限られた業者で、金額もかかるという認識があるのですけれども、業者の選定はスムーズなのでしょうか。

篠原子育て政策課長 今回の工事は、旧愛宕山少年自然の家解体工事に当たり、建物の天井の吹きつけ材に使用されているアスベストを除去するという工事を先行して実施をするものであります。

工事のスケジュールにつきましては、令和7年3月までに発注を行いまして、令和7年9月に完了する予定としておりますので、今後、業者選定をさせていただく形になります。

飯島(修)委員 県内の業者でも可能な業者はあるのでしょうか。

篠原子育て政策課長 工事に関しては、県土整備部と協力しながら進めていきますので、業者選定については改めて選定をさせていただくような形になります。

飯島(修)委員 繰越明許費の説明もありましたが、おおむね何年何月ぐらいまでをめぐりに工事を予定していますか。

篠原子育て政策課長 先ほど申し上げましたが、アスベストの除去工事につきましては、令和7年9月の完了を目指しております。その後の本体の工事につきましては、令和7年7月頃に解体工事の発注を行いまして、令和9年11月に解体工事の完了を予定しております。

飯島(修)委員 愛宕山少年自然の家は歴史が古く、今後も期待している県外の人にもいるかなと思いま

すけれども、この工事あるいはその後の使用についての周知や案内も大事だと思いますが、どのような取組を行っていますか。

篠原子育て政策課長 跡地につきましては、土砂崩れが起きないようにコンクリートで固めまして、愛宕山こどもの国のキャンプ場の駐車場として活用する予定でございます。こちらについては、今からの工事になりますので、これが完了してから、周知をさせていただきます。

飯島（修）委員 かなりリピーターも多かったし、これからも愛宕山というのは子供たちあるいは家族の憩いの場でありますから、そのような情報の周知の徹底もしっかり行っていただきたいという要望をして終わります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第5－12号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」提出を求めることについて

意見

流石委員 国では12月2日以降、マイナ保険証による受診を原則とする一方、発行済みの保険証を1年間有効とする経過措置を設けるとともに、マイナ保険証のない被保険者に紙の資格確認書を交付することとし、全ての被保険者に切れ目のない医療が提供されるよう運用の体制を整えています。

このような状況から、今後の国の動向を注視するということが必要であるということから、継続審査とすることが適当と考えますが、いかがでしょうか。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑に先立ち、執行部から第107号議案「山梨県手数料条例中改正の件」について当委員会の所管に係る部分の説明が行われた。

質疑 なし

主な質疑等 教育委員会関係

※第105号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第123号 指定管理者の指定の件

渡辺（淳）委員 今の提案理由の説明を踏まえて、何点かお伺いさせていただきます。

まず初めに、今回の応募団体は1団体ということで、甲府ビルサービス株式会社ということになっておりますけれども、今までの指定管理者は、きらっとやまなし共同事業体だったと記憶しております。その中には今回の候補になっています甲府ビルサービス株式会社も入っているわけですが、今回、単独になった理由、その経緯について県ではどのように把握されているのか、まずお伺いします。

古屋生涯学習課長 図書館の指定管理者は、現在、株式会社SPSやまなしと甲府ビルサービス株式会社の共同体であり、次期指定管理候補者には甲府ビルサービス株式会社が選定されております。委託料の中で、サービスの質を確保しつつ施設の維持管理を適切に実施するため、全ての業務を1社に集約することとし、今回の応募になったと聞いております。

渡辺（淳）委員 甲府ビルサービスは始まった当初からこの施設の指定管理になっていると思いますので、大変蓄積したものがあつた中で、恐らく一緒に共同体を組んでいた会社のノウハウも取り入れながら、効率的に運営していくためにこのような結果になったと理解をさせていただきました。

それでは次に、これも前回との比較になるわけですが、現行の指定期間は4年間ということになっていましたが、今回新たに指定する契約期間は5年間と説明を受けました。この変更の理由について、お伺いしたいと思います。

古屋生涯学習課長 更新手続を行う指定管理施設の指定期間につきましては、令和6年度から4年を標準としつつ、施設の特性や事業者の提案を踏まえ、適切な期間を設定することとなりました。

図書館では、令和6年1月に管理運営業務を行う意向のある団体から聞き取りを行ったところ、人材の確保・育成をより計画的に進められることや、使用する機器の一般的なリース期間と合わせられるといった意見があったことを踏まえまして、指定管理期間を5年といたしました。

渡辺（淳）委員 指定管理者の指定期間については、議会の中からも様々な意見が出たところと承知しております。それぞれの特性に応じた期間が必要だろうと思いますが、ある程度の期間がないと、安定した施設運営に支障が出るということもあると思いますので、その辺はこれまでの指定管理者の方としっかりと協議した上でこのような期間になったのだろうと承知をいたしました。

次に、頂いた資料の3ページのところに、指定管理者となる団体を選定した理由の中で、候補者から様々な提案があったという記載もあります。その点を踏まえて、次期指定管理候補者からどのような新たな提案があって、次期の指定管理業務に関して現行からどのような変更点があったのか、併せて伺いたいと思います。

古屋生涯学習課長 候補者からは、新たに貸出施設の空き状況の照会や利用のための予約方法、支払い方法のキャッシュレス化、リモート接客サービスのシステム導入など、サービスのデジタル化を進める提案がございました。

次期の指定管理業務に関しましては、指定管理期間中の変更はあるものの、現行の業務を引き続き委託しながら、候補者からの新たな提案を取り入れていく予定です。

渡辺（淳）委員 ぜひ、県民にとって本当に使いやすい図書館になっていっていただきたいという思いを強くするところであります。その点は、担当課としても、次期指定管理者の方とよく協議をしながら進めていっていただきたいと思います。

次に、昨今、図書館というものは、単なる図書の貸出業務だけではなく、地域の中心的な交流の拠点としての機能を求められていたり、そのほかにも、幾つか他県にも視察に行かせていただいて見させていただきましたが、非常に特色を持った運営をされているところも多く、まさにその県を代表する顔の一つと言っても過言ではないと思っております。

その点を踏まえて、今後、担当課として、次期指定管理の候補者と、県立図書館をどのように運営していくのか、その取組をお伺いして終わりたいと思います。

古屋生涯学習課長 候補者からは、教育機関や地域の企業、団体と協力して行うワークショップや体験型の展示、参加型のコンサートやお話し会などが提案されております。指定管理者選定委員会からも、にぎわいを創出するものと評価されております。今後、このような形で取り組んでまいりたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第110号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第12号）第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第5－13号 ゆきとどいた教育を求めることについて

意見

渡辺（淳）委員 継続中の請願第5－13号について、継続審査とすべき立場から意見を申し上げます。

初めに、少人数学級について、県では25人学級を令和7年度から小学校5年生、令和8年度から小学校6年生に導入することとしており、効果の検証を踏まえた上で、今後も国の動向を注視していく必要があると考えます。

次に、高等学校の在り方及び知的障害特別支援学級の過大・過密化については、県では長期構想などに基づいて取組を行っており、教育環境の整備・充実に努めると承知をしております。

次に、高校授業料無償化については、就学支援金制度により私立高校授業料の実質無料化が図られていると考えております。

最後に、給付制奨学金制度についてであります。高校については国の奨学給付金制度に加え県独自の給付金制度があり、大学等については、日本学生支援機構が支給する給付型奨学金の拡充が令和2年度から図られているものと承知をいたしております。

以上のことから、県の状況を見守りつつ、国の動向を注視していく必要があるため、継続審査とすべきことが適当と考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第6－9号 「持続可能な学校の実現を目指す」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択について

意見

望月（勝）委員 本請願第6－9号ということでございますが、本請願は採択すべきとの意見を述べさせていただきます。

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、深刻な教職員不足の状況にあり、とりわけ長時間労働の是正が喫緊の課題であります。国では、働き方改革のさらなる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実などを一体的に推進することとしておりますが、しかし、長時間労働の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教職員定数改善などを策定、国へ求めていく必要があります。

したがいまして、本請願は採択すべきとする意見でございます。

討論 なし

採決 採決の結果、採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（25人学級について）

渡辺（淳）委員 25人学級について、何点かお伺いしたいと思います。

本県独自の取組である25人学級については、過日、知事から、令和7年度は小学校5年生、令和8年度は小学校6年生にも順次拡大していくと表明をしました。

今回の方向性については、本年度行われた少人数教育推進検討委員会の報告書を踏まえて決断をされたと推察しておりますが、そこで、教育厚生委員の皆さんにもお配りになりましたこの報告書を基に、その内容と今後の取組についてお伺いをしていきたいと思っております。

まず初めに、検討委員会の中でも様々なことを御議論いただきましたが、小学校5年生以降の拡大に当たって、これまで行ってきた25人学級の効果を検証する必要があるのは大前提だと思っております。

報告書にも記載はありますが、効果の検証をどのように行って、どのような具体的な効果があったのかについて、まずお伺いしたいと思います。

小池義務教育課長 効果検証につきましては、25人学級導入前と導入後の学年を対象に、非認知能力の側面、また学力の側面から調査を実施し、比較・分析をしているところであります。

具体的には、子供たちへの質問紙調査、また学力調査、そして学級担任や学校長を対象としたアンケート調査を実施しております。

調査結果の分析をしたところ、子供たちを対象とした質問紙調査において、例えば「自分のよいところを言えますか」などの自己肯定感に関する質問に対しまして、25人学級導入後のほうが肯定的な回答をしている児童の割合が高いという結果があります。学力調査におきましては、算数の記述式の回答におきまして、無回答率の割合が低いというような結果も出ております。このように、少人数教育によりまして、教員が一人一人の児童に丁寧に対応することができていると考えられます。

また、学級担任からは業務量の軽減が図られていることや、学校長からは複数の職員で児童に対応することができていることなどの声を寄せていただいております。

効果の検証につきましては長期的に分析をする必要があります、25人学級を導入した学級の児童が6年生になるまで継続して行う予定でございます。

渡辺（淳）委員 私も小学生の子供を抱える親としては、先生方がきめ細かく丁寧に指導していただいているこの少人数学級、特に国の基準を超えた25人学級というものは大変先進的で意欲的な取組であると感じているところです。

ただ、答弁にもあったように、長い期間かけてどうであったのかという検証というものは引き続きやっていく必要はあろうかと思います。

あとは、昨今、認知能力より非認知能力に大変着目されて、国のほうも取組を進められているとも承知しております。ただ単純に数字だけではかるものではなくて、しっかりと、将来本県を支える子供たちを育成していく上でも、今後もさらに非認知能力に着目した教育を模索していただきたいと考えております。

今、検証と効果についてお伺いしましたので、そこを踏まえて、少人数教育推進検討委員会で、今までの25人学級の中でどのような課題があったと指摘されて、その上でどのような議論がなされたのか、次にお伺いしたいと思います。

小池義務教育課長 検討委員会の中では、山梨の少人数教育は、大変魅力のある取組でありまして、継続すべきといった意見が多くある中で、教員不足が喫緊の課題として挙げられております。

その委員会の中で、少人数教育を推進するために、教員不足という課題を乗り越える方策として、当面の間は、制度としての25人学級は維持しながら教員が確保できる可能な範囲での少人数学級を実施することや、特別免許状による外部人材の活用などの意見が出されました。

また、教員の不足による学校への影響を少なくするために、アクティブクラスを実施する際の要件の緩和などについて議論が進められました。

さらには、山梨の教員として働きたいと思える人が増えるように、山梨の魅力ある少人数学級の取組を県内外に積極的に発信することが必要であると意見をいただいているところです。

渡辺（淳）委員 全国的な社会問題となっている教員不足ですけれども、本県においては、25人学級

を実施していく上でより一層教員の確保が喫緊の課題になってきていると、委員の方々も考えていると理解をさせていただきました。

今、答弁の中で、教員が不足し得る当面の間と話がありましたけれども、それは具体的にどれぐらいの期間を想定していらっしゃるのですか。

小池義務教育課長 検討委員会の中において、25人学級を小学校6年生まで導入した場合、必要となる教員数は令和8年度にピークになると想定をしております。

今後の必要な教員数についてシミュレーションしていくとともに、少人数教育に必要な教員の確保に努めてまいりたいと思います。

渡辺（淳）委員 想定では令和8年度ということですが、その後も十分な教員を確保していく必要は十分にあるかと思しますので、先ほど御答弁にもありましたとおり、教員の魅力の発掘など様々な視点や年代から教員を確保する必要があると思います。

ただ、当然御承知のとおり、教育の質を確保していかなければならないということもありますので、しっかりと担当課としてそのような指導も引き続きしていただければと思っております。

本県は国の基準を上回る独自の25人学級を先進的に行っているわけですが、今後もさらに日本の義務教育をリードするような取組になるようにしっかりと御尽力いただきたいと考えている中で、今後、小学校5年生、6年生に順次拡大していくためには、しっかりとそれに対応した準備もしていかなければならないと思っておりますが、最後に、今後どのように取り組んでいくのかお伺いして終わります。

小池義務教育課長 引き続き、教員の確保に取り組んでいくとともに、25人学級の環境を最大限に生かした質の高い指導の充実に向けて研究をしてまいりたいと考えております。

（学校給食について）

飯島（修）委員 何点かお伺いしたいと思います。

ある新聞記事の情報に基づき、まずは学校給食についてお伺いします。

今申し上げた新聞記事の内容は、兵庫県の例ですが、ある中学校の給食時間が実質15分しかない中で、給食が食べ切れない子供たちがいると。大体、周りを見ても、みんな急いで食べているということが話題になり、議会でも質疑があったということです。学校給食というと、私の子供の頃も学校の中での楽しみの一つだと思いますが、それが現実では、早く食べないと食べ切れないから、その後、もう下げてしまうのかは分かりませんが、本県の給食の時間は、現状は何分なのでしょう。

花輪保健体育課長 本県の給食時間につきましては、各学校の日程により若干違うところはございますが、おおよそ40分前後で設定している学校が多いというところでございます。

40分の中で準備、会食、片づけを行うという一連の流れがございますので、準備、それから片づけ等を除いた正味喫食できる時間というのは、おおよそ20分から25分程度となっていると聞いております。

飯島（修）委員 配膳と片づけを含めて40分、実質20分から25分という答えですので、先ほど例を申し上げた兵庫県の15分よりも多いということで安心はするところです。中学校によって状況が変わるのはよく分かりますが、現状をもう少し精査して、そのような子がないか調べる必要があると思いますが、その辺はどう思われますか。

花輪保健体育課長 20分から25分程度ということは承知しておりますが、その中で、食べる速度であるとか好き嫌いの問題もございます。無理に食べさせるとか時間内に全て食べさせるというような追い込むようなことではなく、学級担任や栄養教諭が個別に対応しながら、給食を食べることのよさを伝えることなどを、食育の一環として行いながら実施しているということでございます。

飯島（修）委員 おっしゃったように、早い人、遅い人の個人差もあると思います。コロナ禍のときは黙食というのがありましたが、本来はよくかんで楽しみながら食事するというのが食育の基本だと思います。

一方、学校では忙しくて、早く食べなきゃ駄目だということであると、もちろん学校の座学の教育も大事ですが、食べ物の教育というのはとても大事だと思いますから、今後も引き続き、本県の現状をしっかりと把握してやっていただきたいと思います。

一方、聞くところによると、学校の先生方はもっと悲惨で、かむどころか流し込んでおり、流し込みながらテストの採点もしている状況もあるということを聞くと、先ほど採択された請願第6―9号ではありませんが、長時間労働の是正は最大の課題だと思いますので、その辺を、もちろん鋭意努力しており、認識もされているかと思いますが、大事な問題なので、引き続きしっかりとやっていただきたいと思います。

繰り返しますが、楽しい給食が楽しくないとなると子供たちも足が重くなりますよね。食べるスピードも速い遅いがあるかもしれませんが、遅い子が速い子にいじめられたりすることも出てくるのかなと懸念するところでもありますので、くどういようですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（教職員による性暴力防止法について）

次に、教職員による性暴力防止法についてであります。

イギリスにはDBSという、「ディスクロージャー・アンド・バーリング・サービス」という、法律があるらしいです。日本でもこれに基づいて6月に新法を制定したと聞いています。

どういうものかという、子供と関わる職業に就く人の性犯罪を確認する仕組みを設けるということらしいのですが、まず、これについての認識はあるのでしょうか。

小池義務教育課長 日本版のDBSは、子供と接する仕事に就く人に特定の性犯罪の前科がないかを確認する制度で、御指摘のとおりだと思います。

学校、認可保育所などは対応が義務づけられておりまして、さらに学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設などの民間の事業者は任意で制度に参加可能ということにな

っています。

これにより子供を性犯罪の被害から守るために、学校や保育所など、犯歴のある人の就労を実質制限することができるということで私たちも認識をしているところでございます。

飯島（修）委員 あってはならないことではありますが、教職員による児童生徒への性犯罪は、残念ながら散見します。やはりこれは大きな問題だと思います。時間が経過して少し薄れてきましたが、ジャニーズの問題もそうですけれども、幼い子に対する性犯罪はトラウマになって、かなり傷がつくと認識しています。先ほど答弁していただいて、そのような認識があるということで安心しましたが、本県のDBSにのっとりた教職員の性犯罪防止に基づく教員の皆さんに対する研修や指導は、具体的にどのようなことが実施されているのでしょうか。

小池義務教育課長 教員に関しましては、県教育委員会として防止のために、年度初めや長期休業前に、定期的に服務規律の確保に関する内容や、チェックリストを活用した自己点検の実施について通知をしているとともに、管理職研修や学校訪問等の機会を通じて、服務規律の確保の徹底を図っているところでございます。

今後とも引き続き、教職員の服務規律の確保の徹底について万全を期してまいりたいと考えております。

飯島（修）委員 では一歩進んで、性暴力が疑われる場合やそのような事実があった場合の調査や、その解決はどのように行っているのかお伺いします。

小池義務教育課長 まずは、学校で教職員に事実の確認を取ります。また、保護者、子供たちに、できるだけ影響のない範囲で事実確認をきっちり行ってまいります。

その事実を確認した上で、どのような経緯や背景であったか、外部機関も含めて相談をしながら、解決に向けた方法について検討することになります。

飯島（修）委員 認識されていると思いますが、これはすごいデリケートな問題だと思います。事実はないのに、変なうわさや誤情報が起こることもあると思いますので、注意深く進めなければならないのですけれども、やはり一番の視点は子供優先ということだと思いますので、その辺をしっかりと認識の上で進めていただきたいと思います。

最後に、この10年間で、本県でそのような性犯罪はどのくらいあったのでしょうか。

小池義務教育課長 過去10年間ということですが、最近の事例でいいますと、令和3年度に1件ございました。それ以降は処分案件というものはございません。

飯島（修）委員 なかなか発見も難しいということもあろうかと思います。令和3年度に1件で少ないに越したことはありませんが、今後も注意深く、丁寧に進めていただきたいと思います。

(児童生徒の自殺防止対策について)

最後に、コロナ禍が経過した中で、自ら命を絶つ子供たちが多いと聞いています。それで、今年の7月に文部科学省が教育分野での対策を挙げていまして、いろいろな手法があるのですけれども、東京大学が研究開発したと言われている、一人一台の端末でSOSを自分から発信でき、教職員もそれを把握できるという制度があると聞いていますが、それは御存じでしょうか。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 東京大学でのもののみならず、一人一台端末等を利用したアプリが様々出ており、市町村でも利用しているということを承知しております。

そのような中で、子供のSOSであったり、万一の変容を教員が可視化しながらつかんでいくという利用も始まっているところでございます。

飯島（修）委員 当然ながら、児童生徒は一日の大半は学校で過ごしているということでありますので、だからこそ学校で自殺リスクや精神的不調を早期に発見でき、発見すべきだということだと思います。

先ほど東京大学が研究開発した一つのソフトがあるという話もさせていただきましたが、本県の児童生徒の自殺防止対策は、どのようなものを学校現場で行っているのかお伺いします。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 自殺も含めてになりますが、児童生徒の貴い命を守るという視点から、SOSの出し方に関する教育に取り組んでおります。

また、先般の自殺対策のところでも、子供のSOSを受け取る側に対しても、小さなSOSでも受け取っていく教育を徹底していくということも進めていくところでございます。

飯島（修）委員 本県は長崎知事の英断で25人学級の拡充を行い、全国的にも評価されて、もちろん教職員の皆さんも歓迎すると思いますが、一人一人との触れ合う時間がこれから増えますし、徐々にこのような問題も改善されると思っています。

先ほど申し上げた東京大学が開発したソフトは、RAMP Sというらしいのですが、端末の購入が必要なシステムで、お金もかかります。ほかにも様々なものがあるらしいのですが、これに関して、今、県として意見があるのであれば、お伺いしたいと思います。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 私どもとしても、効果等をしっかりと調査研究してまいりたいと思っています。

飯島（修）委員 何回も申し上げているこの東京大学のソフトは、一つのツールであります。ほかにもあるかと思うので、本県も、ぜひ効果的で有効なものを取り入れて進めていただきたいことを要望して終わります。

(日本版DBSに係る補足について)

降旗教育長

先ほど委員から御質問がありました日本版DBSについてでございますが、こちらについては、今年の6月に法律が成立をしたと承知をしておりますが、法律の施行が令和8年度ということで、今、具体的な制度設計をこども家庭庁及び文部科学省において検討がなされているということです。

したがって、子供の性暴力などの犯罪への対応は、本県では法律の施行前もしっかりとしてまいります、日本版DBSの対応につきましては、国の動向も把握しながら、本県もしっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。先ほどの義務教育課長からの答弁に少し補足をさせていただきました。

(県立高校の部活動における指導者の確保について)

望月（勝）委員

降旗教育長さんもありますので、県立高校の部活動の指導者の確保について伺います。

過疎地域の県立高校の部活動の指導者になるための、知識や技術を持った経験者の方が非常に少なく、高齢化も進んでいるということで、県のほうで地域の人材を指導者として派遣する事業を進めていただいておりますが、なかなか過疎地域の高校では指導者の確保が難しい状況です。

また、若い先生方の中にも、指導者としての知識や技術を持った方もいますが、働き方改革の中で、遠征に行くことや、時間外が非常に多くて嫌だという状況もあります。

今後、国民スポーツ大会で種目別に強化高校を指定していくことになれば、今からこれに向けた対応をしていかなければならないと思いますが、外部指導者の確保について伺いたいと思います。

降旗教育長

県立高校の部活動における指導者の確保についてです。

現状、各学校におきまして、校長、または顧問の先生方が、指導者の確保に、個人的なつながりも含めて奔走をされているという状況があるということは私も伺っております。

また、今、委員から御指摘をいただきましたように、地域の指導者の確保が難しいというお声も伺っているところでございます。

また、その一方で、今、中学校を中心に働き方改革を行っておりまして、高校の部活動における働き方改革はこれから本腰というところではありますが、高校の場合ですと、部活動の活発さや、この学校はこの競技に強いといったスクールカラーにも直結するところでございますので、高校部活動における指導者の確保は非常に重要だと私どもも認識をしております。

その一方で、どのように確保をしていくのかという課題につきましては、今、委員がおっしゃられましたが、各学校の各競技の強化につきまして、県でも指定をして補助をさせていただく制度を持っておりますが、引き続きこれをしっかりと行っていくとともに、今、県で地域の人材を指導者として派遣する事業を行っていますが、これに加えまして、部活動の人材バンクを、中学校の地域展開に関して設立をしているところでございます。これをさらに充実を図りながら、高校の部活動におきましても指導者の確保につなげられる運用を考えておりまして、このような課題を整理しながら、高校の部活動

の指導者の確保につながり、高校の部活動が充実、活発になるよう、私どもも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

望月（勝）委員 身延高校でも校長先生が非常に苦勞して悩んでいる。かいじ国体のときのように、強化高校に指定された場合に、今からそのような対応をしていかなければ、とても選手の育成ができないので非常に心配しており、今、教育長さんの話を聞きますと、県でも力を入れていくということです。県下全域に格差のない指導者の派遣や選定をしていただきたいことをぜひよろしくお願いします。

- その他
- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
 - ・ 閉会中もお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
 - ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県外調査を令和7年1月15日から17日に実施することとし、また、県内調査を令和7年1月28日に実施することとし、県外調査及び県内調査の詳細については、後日通知することとされた。
 - ・ 12月3日に開催された正副委員長会議において、議長から常任委員会の活動充実に向けた取組について全ての委員が出席できるよう、日程調整などにおける配慮を求める発言があり、議長発言の趣旨を踏まえ、今後の委員会活動に取り組むようお願いした。
 - ・ 本委員会が11月6日に実施した県内調査については、議長あてにその報告を提出したことが報告された。

以 上

教育厚生委員長 笠井 辰生